

新			旧		
別表1 (略)			別表1		
単価の名称 第1欄	設定の要件 第2欄	適用される単価 第3欄	単価の名称 第1欄	設定の要件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 職業指導員加算分保護単価	(略)	(略)	1 職業指導員加算分保護単価	福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)であって、別表6のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単価	(略)	(略)	2 幼児加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改善費	(略)	(略)	3 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合	一般分保護単価(職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、看護師配置加算分保護単価、児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)または、別に定める基準により認定

					された保護単価×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。)
4 指導員特別加算分保護単価	(略)	(略)	4 指導員特別加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価
5 知的障害児自活訓練事業加算費	(略)	(略)	5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	(略)	(略)	6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 看護師配置加算費	(略)	(略)	7 看護師配置加算費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)看護師配置加算分保護単価
8 児童発達支援管理責任者専任加算費	(略)	(略)	8 児童発達支援管理責任者専任加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表6及び7のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が専任で配置されている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価
9 小規模グループ	(略)	(略)	9 小規模グループ	福祉型障害児入所施設であって	別表5の事務費の保護単価

プケア加算費		
--------	--	--

ア加算費	、別に定める基準に該当する場合	表の2加算分保護単価の(7)小規模グループケア加算分保護単価
------	-----------------	--------------------------------

別表2

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	(略)	(略)	(略)

別表2

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置人員にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数×支弁率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員}}{\text{その施設のその月の初日の総措置人員}}$ </div>

									算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)
									算式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数
(2) 生活諸費	ア 一般生活費	(略)	(略)	(1) 福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) (略)	(2) 生活諸費	ア 一般生活費	福祉型障害児入所施設の措置児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「 重度加算費 という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) 47,340円×その月の初日の措置児童数
	イ 重度障害児支援加算費	(略)	(略)	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数 重度 障害児支援 加算費保護単価表(措置児童1人当たり) ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(民間給与等改善費の対象外)		イ 重度障害児支援加算費	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数 重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)

施設(以下「公立施設」という。)(平成25年4月～6月)の単価

障害種別	月額
知的障害児	25%加算分 <u>46,900円</u>
	30%加算分 <u>56,300円</u>
自閉症児	25%加算分 <u>46,900円</u>
	30%加算分 <u>56,300円</u>
盲児	25%加算分 <u>45,080円</u>
	30%加算分 <u>54,080円</u>
ろうあ児	25%加算分 <u>40,790円</u>
	30%加算分 <u>48,940円</u>
肢体不自由児	<u>56,300円</u>

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

障害種別	月額
知的障害児	25%加算分 <u>45,660円</u>
	30%加算分 <u>54,780円</u>
自閉症児	25%加算分 <u>45,660円</u>
	30%加算分 <u>54,780円</u>
盲児	25%加算分 <u>43,890円</u>
	30%加算分 <u>52,650円</u>

障害種別	月額
知的障害児	25%加算分 <u>46,810円</u>
	30%加算分 <u>56,140円</u>
自閉症児	25%加算分 <u>46,810円</u>
	30%加算分 <u>56,140円</u>
盲児	25%加算分 <u>44,990円</u>
	30%加算分 <u>53,960円</u>
ろうあ児	25%加算分 <u>40,700円</u>
	30%加算分 <u>48,850円</u>
肢体不自由児	<u>56,140円</u>

ろうあ児	25%加算分 39,760円
	30%加算分 47,690円
肢体不自由児	54,780円

ウ	(略)	(略)	算式(3) 強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価 ① <u>民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価</u> <u>224,130円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</u> ② <u>公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</u> <u>214,940円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</u>
---	-----	-----	--

エ	(略)	(略)	算式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価 ① <u>民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価</u> <u>31,800円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</u> ② <u>公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</u> <u>30,400円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</u>
---	-----	-----	---

ウ	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(3) 強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価 <u>223,590円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</u>
エ	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価 <u>31,700円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</u>

	才 被 虐 待 児 受 入 加 算 費	(略)	(略)	(略)		才 被 虐 待 児 受 入 加 算 費	障害児入所施設及び指定医療機関に入所する措置児童であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,800円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数
(3) 肢 体 不 自 由 児 基 本 分 措 置 費	ア 点 数 分	(略)	(略)	(略) 算式(1)~(3) (略)	(3) 肢 体 不 自 由 児 基 本 分 措 置 費	ア 点 数 分	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から(9)により算定した額の合算額。 算式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない措置児童については、

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

措置児童数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで
A 欄	基本分	円 <u>26,630</u>	円 <u>25,950</u>	円 <u>25,350</u>	円 <u>24,690</u>	円 <u>24,040</u>
B 欄	加算分	2,320	2,250	2,210	2,130	2,070
措置児童数		91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人 から 130人 まで	131人 から 140人 まで
A 欄	基本分	円	円	円	円	円

診療報酬の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その
月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費
月額保護単価×その月初日の措置児童数(
地方公共団体及び社会福祉事業団等の経
営する施設以外の施設の場合、民間施設
加算額として次の表のB欄に掲げる額を加
算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで
A 欄	基本分	円 <u>26,610</u>	円 <u>25,920</u>	円 <u>25,320</u>	円 <u>24,660</u>	円 <u>24,020</u>
B 欄	加算分	2,320	2,250	2,210	2,130	2,070
措置児童数		91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人 から 130人 まで	131人 から 140人 まで
A 欄	基本分	円	円	円	円	円

欄		<u>23,390</u>	<u>23,150</u>	<u>22,970</u>	<u>22,700</u>	<u>22,530</u>
B欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
	措置児童数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A欄	基本分	円 <u>22,350</u>	円 <u>22,190</u>	円 <u>22,080</u>	円 <u>21,970</u>	円 <u>21,880</u>
B欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
	措置児童数	191人 から 200人 まで	201人 以上			
A欄	基本分	円 <u>21,770</u>	円 <u>21,710</u>			
B欄	加算分	1,910	1,880			

欄		<u>23,360</u>	<u>23,120</u>	<u>22,950</u>	<u>22,680</u>	<u>22,510</u>
B欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
	措置児童数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A欄	基本分	円 <u>22,330</u>	円 <u>22,170</u>	円 <u>22,060</u>	円 <u>21,950</u>	円 <u>21,870</u>
B欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
	措置児童数	191人 から 200人 まで	201人 以上			
A欄	基本分	円 <u>21,740</u>	円 <u>21,680</u>			
B欄	加算分	1,910	1,880			

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

		<u>51人</u>	<u>61人</u>	<u>71人</u>	<u>81人</u>
		<u>から</u>	<u>から</u>	<u>から</u>	<u>から</u>
		<u>60人</u>	<u>70人</u>	<u>80人</u>	<u>90人</u>
		<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>
	<u>措置児童数</u>	<u>50人</u>			
		<u>まで</u>			

A 欄	基本分	円 25,790	円 25,130	円 24,540	円 23,900	円 23,280
B 欄	加算分	2,250	2,180	2,140	2,060	2,000
措置児童数		91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人 から 130人 まで	131人 から 140人 まで
A 欄	基本分	円 22,650	円 22,420	円 22,240	円 21,990	円 21,830
B 欄	加算分	1,990	1,950	1,940	1,920	1,890
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 21,640	円 21,490	円 21,380	円 21,280	円 21,200
B 欄	加算分	1,910	1,870	1,860	1,850	1,850
措置児童数		191人 から	201人 以上			

		200人 まで	
A 欄	基本分	円 21,070	円 21,020
B 欄	加算分	1,850	1,820

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) (略)

乳幼児保育士等加算費保護単価表

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設
(平成25年4月～平成26年3月分)及び
公立施設(平成25年4月～6月)の単価

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものと
する。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,770円

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

	A 欄	B 欄
基本分	19,540円	1,710円

算式(4)～(7) (略)

	A 欄	B 欄
基本分	20,160円	1,770円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円 × その月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円 × その月初日の措置児童数

算式(7)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価310円 × その月初日の措置児童数各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算月額
保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び
公立施設(平成25年4月～6月)の単価
7,520円×その月初日の措置児童数

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3
月)の単価
7,270円×その月初日の措置児童数

算 式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単
価

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び
公立施設(平成25年4月～6月)の単価
73,050円×その月初日の別に定める基
準による小規模グループケア加算対象措
置児童数

について」(消防庁予防課長通知)に基づく
スプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設
置している施設(地方公共団体及び社会福
祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算分月
額保護単価7,510円×その月初日の措置児
童数

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

算 式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単
価72,960円×その月初日の別に定める基準
による小規模グループケア加算対象措置児
童数

			<p>② <u>公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</u> <u>70,550円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</u></p> <p>(注) (略)</p>				<p>(注)この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>	
イ 点数分 以外の分	(ア) 重度 障害 児 支援 加算 費	(略)	(略)	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価</p> <p>① <u>民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価</u> <u>56,300円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</u></p> <p>② <u>公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</u> <u>54,780円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</u></p>	イ 点数分 以外の分	(ア) 別に定 める基 準によ る重度 肢体不 自由児 棟の措 置児童	その児童 の看護及 び日常諸 経費等	<p><u>重度障害児支援加算費月額保護単価56,140円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</u></p>
(4) 肢体 不自 由	(略)	(略)	(略)	(略)	(4) 肢体 不自 由	主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>(次の算式(1)から算式(6)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分</p>

児
療
育
費

算 式(3)(保育士等加算費分)

保育士等加算費月額保護単価

① 平成25年4月～6月の単価

20,180円 × その月初日の措置児童
数

② 平成25年7月～平成26年3月の単価

19,540円 × その月初日の措置児童
数

ただし、乳幼児を措置しているときは、
次の算式により算定した額を合算す
る。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価

① 平成25年4月～6月の単価

20,180円 × その月初日の措置乳幼
児数

② 平成25年7月～平成26年3月の単価

19,540円 × その月初日の措置乳幼
児数

(注) (略)

児
療
育
費

の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に
定めるところに準じて算定した額

算 式(2)(日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その
月初日の措置児童数

算 式(3)(保育士等加算費分)

保育士等加算費月額保護単価 20,160円
× その月初日の措置児童数

ただし、乳幼児を措置しているときは、次
の算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価20,
160円 × その月初日の措置乳幼児数

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第
4条第1号及び第2号に規定する「乳児」
及び「幼児」を総称したものとする。

算 式(4)

(重度障害児支援加算費分)

重度障害児支援加算費月額保護単価

① 平成25年4月～6月の単価

$56,300円 \times \text{その月初日の措置児童数}$
(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)

② 平成25年7月～平成26年3月の単価

$54,780円 \times \text{その月初日の措置児童数}$
(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)

算 式(5)～(6) (略)

(注) (略)

算 式(4)

(重度障害児支援加算費分)

重度障害児支援加算費月額保護単価56,140円 \times その月初日の措置児童数
(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)

算 式(5)

指導訓練材料費月額保護単価420円 \times その月初日の措置児童数

算 式(6)

特別訓練費月額保護単価800円 \times その月初日において15歳をこえた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童数

(注)この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療をうける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定め

(5) 自閉症児基本分措置費	(略)	(略)	(略)
			算式(1)～(3) (略)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

措置児童数	40人	41人から	51人から	61人から	71人から
-------	-----	-------	-------	-------	-------

(5) 自閉症児基本分措置費	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	るところによる。 次の算式(1)から算式(9)までにより算定した額の合算額。 算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額 算式(2)(保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数 算式(3)(保育士等加算費) $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士等} \\ \text{加算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)
-------------------	-------------------------------	---------------------	--

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数	40人	41人から	51人から	61人から	71人から
-------	-----	-------	-------	-------	-------

		まで	50人 まで	60人 まで	70人 まで	80人 まで
A 欄	基本分	円 <u>70,950</u>	円 <u>69,980</u>	円 <u>68,940</u>	円 <u>67,920</u>	円 <u>66,890</u>
B 欄	加算分	6,280	6,210	6,090	<u>6,030</u>	5,910
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基本分	円 <u>66,500</u>	円 <u>66,190</u>	円 <u>65,850</u>	円 <u>65,460</u>	
B 欄	加算分	<u>5,900</u>	5,880	5,830	5,800	

		まで	50人 まで	60人 まで	70人 まで	80人 まで
A 欄	基本分	円 <u>70,860</u>	円 <u>69,900</u>	円 <u>68,860</u>	円 <u>67,840</u>	円 <u>66,810</u>
B 欄	加算分	6,280	6,210	6,090	<u>6,020</u>	5,910
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基本分	円 <u>66,430</u>	円 <u>66,120</u>	円 <u>65,780</u>	円 <u>65,390</u>	
B 欄	加算分	<u>5,890</u>	5,880	5,830	5,800	

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基本分	円 <u>68,690</u>	円 <u>67,780</u>	円 <u>66,810</u>	円 <u>65,830</u>	円 <u>64,840</u>

<u>B</u> 欄	加 算 分	6,090	6,020	5,900	5,850	5,730
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
<u>A</u> 欄	基 本 分	円 64,480	円 64,200	円 63,860	円 63,500	
<u>B</u> 欄	加 算 分	5,720	5,700	5,650	5,630	

算 式(4)～(5) (略)

算 式(6)(重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度障害児支援加算費保護単価表(措置児童1人当たり)

算 式(4)(日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算 式(5)(看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数

算 式(6)(重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度障害児支援加算費保護単価表(措置児童1人当たり)

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	<u>46,900円</u>
30%加算分	<u>56,300円</u>

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	<u>45,660円</u>
30%加算分	<u>54,780円</u>

算 式(7) (略)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

① 民間施設給与等改善費の支給対象

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	<u>46,810円</u>
30%加算分	<u>56,140円</u>

算 式(7)(スプリンクラー保守管理等費分)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価(40人以下施設) 930円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価7,510円×その月初日の措置児童数

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

施設(平成25年4月～平成26年3月分)
及び公立施設(平成25年4月～6月)の
単価

7,520円×その月初日の措置児童数

② 公立施設(平成25年7月～平成26年
3月)の単価

7,270円×その月初日の措置児童数

算 式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単
価

① 民間施設給与等改善費の支給対象
施設(平成25年4月～平成26年3月分)
及び公立施設(平成25年4月～6月)の
単価

73,050円×その月初日の別に定める
基準による小規模グループケア加算対
象措置児童数

② 公立施設(平成25年7月～平成26年
3月)の単価

70,550円×その月初日の別に定める
基準による小規模グループケア加算対
象措置児童数

(注) (略)

算 式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単
価

72,960円×その月初日の別に定める基準
による小規模グループケア加算対象措置児
童数

(注)この欄に掲げる経費のほか、教育費、学
校給食費、見学旅行費、入進学支度金、
特別育成費、夏季等特別行事費、期末一
時扶助費、職業補導費、就職支度費及び
葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場
合については医療費を支弁できるものとし
、その支弁要件、その用途及び各月の支
弁額の算式については、この表の(7)から(

							15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。
(6) 重症 心身 障害 児療 育費	(略)	(略)	(略) 算式(1) (略) 算式(2)(指導費分) <u>指導費月額保護単価</u> ① <u>民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価</u> <u>230,670円×その月初日の措置児童数</u> ② <u>公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</u> <u>223,240円×その月初日の措置児童数</u> 算式(3)～(6) (略)	(6) 重症 心身 障害 児療 育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額。 算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額 算式(2)(指導費分) <u>指導費月額保護単価 230,050円×その月初日の措置児童数</u> 算式(3)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数 算式(4)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数(指定医療機関に

算式(7)

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価(指定医療機関に入所させる場合は除く。)

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価
7,520円×その月初日の措置児童数

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価
7,270円×その月初日の措置児童数

算式(8)

小規模グループケア加算分月額保護単価(指定医療機関に入所させる場合は除く。)

入所させる場合は除く。)

算式(5)(療育訓練費分)

療育訓練費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)(スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価310円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価7,510円×その月初日の措置児童数(指定医療機関に入所させる場合は除く。)

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

算式(8)

小規模グループケア加算分月額保護単価

72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数(指定医療機関に入所させる場合は

			<p>① <u>民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び</u></p> <p><u>公立施設(平成25年4月～6月)の単価</u> $73,050円 \times \text{その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数}$</p> <p>② <u>公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</u> $70,550円 \times \text{その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数}$</p> <p>(注) (略)</p>			<p>除く。)</p> <p>(注)この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7) 教育費	(略)	(略)	(略)	(7) 教育費	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p> <p>次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代 (2)教材代</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p>

算式(1)～(3) (略)

(3)通学のための交通費
 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等

教育費保護単価表(措置児童1人当たり)

学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部
保護単価 (月額)	円 2,110	円 4,180	円 4,180

算式(2)

その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額

算式(3)

その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額

算式(4)

特別加算費年額保護単価 **59,400円** × 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数

算式(4)

特別加算費年額保護単価 **59,500円** × 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数

(8) ゝ (10) (略)	(略)	(略)	(略)	(8) 学 校 給 食 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額の合算額								
				(9) 見 学 旅 行 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「修学旅行」をいう。)に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1615 794 2130 1214"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円
学年別	保護単価 (年額)														
小学校第6学年	20,600円														
中学校第3学年	55,900円														
特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円														
				(10) 入 進 学 支	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護</p>								

				度 金	学校第1学年に進学するもの。	購入費	単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)						
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円
学 年 別	保護単価 (年額)												
小学校第1学年入学児童	39,500円												
中学校第1学年進学児童	46,100円												
(11) 特別 育成 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) (略)	(11) 特別 育成 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代学用品費等の教科書学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。 算 式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表(措置児童1人当たり)						
			算 式(2) 特別加算費年額保護単価 <u>59,500円</u> ×高等学校第1学年入学措置児童数				<table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> 算 式(2) 特別加算費年額保護単価 <u>59,400円</u> ×高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価 (月額)												
国・公立高等学校	22,270円												
私立高等学校	32,970円												

					用品費等		
(12)	(略)	(略)	(略)	(12) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算 式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
(18) (略)				(13) 期 末 一 時 扶 助 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円 ×12月初日の措置児童数
				(14) 医 療 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められる	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算 式 その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除

	もの。		した額とする。)を合算した額 なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。
(15) 職業 補 導 費	障害児入所施設の措置児童(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数

(16) 児童 用 採 暖 費	福祉型障害児入所施設の措置児童	その児童の冬期の採暖に必要な経費	次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童数
--------------------------------	-----------------	------------------	--

児童用採暖費保護単価表(措置児童1人当たり)

	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域
福祉型障害児入所施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260

(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用すること。

<p>(17) 就職 支度 費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 79,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬 祭 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえる場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内においてそのこえる額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 153,900円×死亡児数</p>

別表3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	(略)	(略)
(2) 高額障害児入所給付費	(略)	(略)
(3) 特定入所障害児食費等給付費	(略)	(略)
(4) 障害児入所医療費	(略)	(略)
(5) 障害児通所給付費	(略)	(略)

別表3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(4) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(5) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(6) 特例障害 児通所給 付費	(略)	(略)	(6) 特例障害 児通所給 付費	法第21条の5の4に規定 する特例障害児通所給 付費の支給に要した費 用	法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例 障害児通所給付費の支給に要した費用の額(そ の費用のための寄付金その他の収入があるとき は、当該収入の額を控除した額)
(7) 高額障害 児通所給 付費	(略)	(略)	(7) 高額障害 児通所給 付費	法第21条の5の12に規 定する高額障害児通所 給付費の支給に要した 費用	児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算 定した高額障害児通所給付費の支給に要した費 用の額(その費用のための寄付金その他の収入 があるときは、当該収入の額を控除した額)
(8) 肢体不自 由児通所 医療費	(略)	(略)	(8) 肢体不自 由児通所 医療費	法第21条の5の28に規 定する肢体不自由児通 所医療費の支給に要し た費用	法第21条の5の28の規定に基づき算定した肢体 不自由児通所医療費の額から同法第21条の5 の30に基づき給付を行わないとした額を控除し て得た額(その費用のための寄付金その他の収 入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(9) 障害児相 談支援給 付費	(略)	(略)	(9) 障害児相 談支援給 付費	法第24条の26に規定 する障害児相談支援給 付費の支給に要した費 用	法第24条の26の規定に基づき算定した障害児 相談支援給付費の支給に要した費用の額(その 費用のための寄付金その他の収入があるときは 、当該収入の額を控除した額)
(10) 特例障害 児相談支 援給付費	(略)	(略)	(10) 特例障害 児相談支 援給付費	法第24条の27に規定 する特例障害児相談支 援給付費の支給に要し た費用	法第21条の27の規定に基づき算定した特例障害 児相談支援給付費の支給に要した費用の額(そ の費用のための寄付金その他の収入があるとき は、当該収入の額を控除した額)
(11) <u>(削除)</u>			<u>(11)</u> <u>旧障害児</u> <u>施設給付</u> <u>費</u>	<u>旧法第24条の2に規定</u> <u>する障害児施設給付</u> <u>費の支給に要した費用</u>	<u>旧法第24条の2の規定に基づき、指定施設支援</u> <u>費用基準額につき算定した障害児施設給付費の</u> <u>支給に要した費用の額(その費用のための寄付</u> <u>金その他の収入があるときは、当該収入の額を</u> <u>控除した額)</u>
(12) <u>(削除)</u>			<u>(12)</u> <u>旧高額障</u>	<u>旧法第24条の6に規定</u> <u>する高額障害児施設給</u>	<u>「障がい者制度改革推進本部等における検討を</u> <u>踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に</u>

(13) <u>(削除)</u>		
(14) <u>(削除)</u>		

<u>害児施設 給付費</u>	<u>付 費 の 支 給 に 要 し た 費 用</u>	<u>おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令(以下「旧児童福祉法施行令」という。)第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)</u>
(13) <u>旧特定入 所障害児 食費等給 付費</u>	<u>旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用</u>	<u>旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)</u>
(14) <u>旧 障 害 児 施 設 医 療 費</u>	<u>旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用</u>	<u>旧法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)</u>

別表4

障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)

障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)		入 所 施 設
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
(略)		

別表4

障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)

障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)		入 所 施 設
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含	0円

	む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500
C2	次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D2		15,001円から40,000円まで	13,500
D3		40,001円から70,000円まで	18,700
D4		70,001円から183,000円まで	29,000
D5		183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。)
D6		403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を

D7	
D8	
D9	
D10	
D11	
D12	

	こえるときは54,200円とする。)
703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。)
1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。)
1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。)
2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円をこえるときは122,500円とする。)
3,117,001円から4,173,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円をこえるときは143,800円とする。)
4,173,001円から5,334,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円をこえるときは166,600円とする。)

		D13		5,334,001円から6,674,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円をこえるときは191,200円とする。)
		D14		6,674,001円以上	全額徴収
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>	備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>		

3 (略)

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- ② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。))又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 (略)

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定医療機関(入所に限る。)をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- ② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。))又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。